

【事例5】移動型X線撮影装置の保管について、廊下等に保管している場合。

○指導事項：移動型X線撮影装置の保管場所が適切でないので、鍵のかかる部屋での保管をし、キースイッチの管理を適切に行うこと。

○指導根拠：医療法施行規則第24条の2(X線装置の届出)
医薬発第188号(使用場所の制限)

医薬発第188号(使用場所の制限)

移動型又は携帯型X線装置の使用についてX線装置の使用に関し、「特別の理由により移動して使用する場合」とは、移動型又は携帯型X線装置(胸部集検用間接撮影X線装置を除く。)を、移動困難な患者に対して使用する場合及び口内法撮影用X線装置を臨時に移動して使用する場合をいうのであること。

移動型又は携帯型X線装置の使用に当たっては、鍵のかかる等適切な保管場所を確保するとともに、当該装置のキースイッチ等の管理を適切に行うこと。

なお、移動型透視用X線装置の使用は、次の(5)に掲げられた場合にのみ認められ、一般病室や集中強化治療室及び心疾患強化治療室等での使用は認められないこと。

また、在宅医療においてX線撮影を行う場合にあっては、「在宅医療におけるX線撮影装置の安全な使用について(平成10年6月30日医薬安第69号)」を、手術室において移動型CT装置を使用する場合には「移動型CT装置の取扱いについて(平成12年2月10日医薬安第26号)」をそれぞれ参照されたい。

医療法施行規則第24条の2(X線装置の届出)

病院又は診療所に診療の用に供するX線装置(定格出力の管電圧(波高値とする。以下同じ)が10kV以上であり、かつ、その有するエネルギーが1MeV未満のものに限る。以下「X線装置」という)を備えたときの法第15条第3項の規定による届出は、10日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することによって行うものとする。

- ① 病院又は診療所の名称及び所在地
- ② X線装置の製作者名、型式及び台数
- ③ X線高電圧発生装置の定格出力
- ④ X線装置及びX線診療室のX線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
- ⑤ X線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療X線技師の氏名及びX線診療に関する経歴

※保健所よりお願い

移動型X線装置の保管は、鍵のかかる部屋で保管し、キースイッチ等は外しておくようにして下さい。

日中の勤務時間中も、容易に一般の方の目に付かない、触れることの出来ない場所で保管するようにして下さい。

移動型 X 線撮影も設置時は、設置届が必要です。

また、移動型 X 線撮影装置を、一般撮影の装置として固定使用する場合は、使用する部屋は、X 線診療室の基準を満たしている必要があり、固定使用する旨を記載した設置届を、管轄保健所へ提出して下さい。

平成 28 年 9 月 30 日 大分県東部保健所 検査課 診療放射線担当作成

